

## 整理番号6 一般社団法人静岡県バレーボール協会コンプライアンス委員会細則

### (目的)

第1条 この委員会は、指導者や選手が人格と人権を尊重しながら健全なバレーボールの発展に貢献し、社会の良き模範として信頼されるよう総括することを目的とする。

### (構成)

第2条 「公益財団法人日本バレーボール協会倫理規程及び指導における倫理ガイドライン」に基づき運営し、会員および学識経験者により委員会を構成し会長がこれを委嘱する。

### (特別委員会)

第3条 この委員会の設置・解散は、当法人の特別委員会として、理事会の承認と総会の議決を要する。但し緊急を要する場合は、専務理事の判断で、三役会にて開催し、事後に理事会・総会にて承認を得るものとする。

### (緊急時の委員会)

第4条 緊急を要する場合は、専務理事・常務理事・事務局長・事務局員代表1名で構成する。

### (委員長)

第5条 この委員会の委員長は第2条及び第4条構成員の互選により選出する。

### (役員の任期)

第6条 役員の任期は2年とし留任は妨げない。但し、任期の終了した後も、後任が決定するまではその職を継続するものとする。

### (経費)

第7条 この委員会に関する必要経費は財務部長にその予算・決算を報告し受領するものとする。

附則 この細則は、当法人の登記が行われた日から施行する。